

# 日・モンゴル経済連携協定



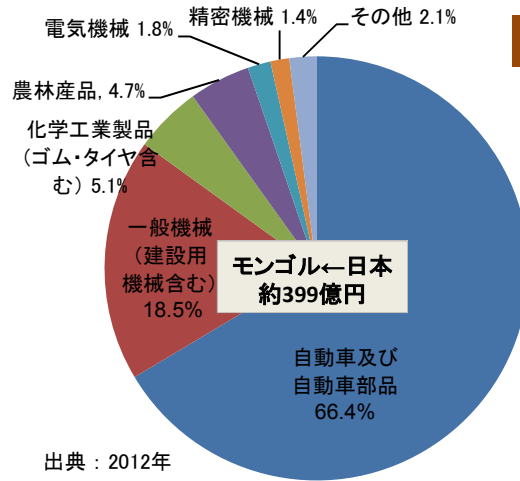
## 意義

- 貿易の拡大やエネルギー・鉱物資源分野等における投資環境の改善を通じて、モンゴルとの「戦略的パートナーシップ」を一層強化。
- モンゴルからのエネルギー・鉱物資源の安定供給に寄与（石炭，ほたる石，レアメタルを輸入。モンゴルは，金，銅等も産出。）。
- 民主化・市場経済化し，今後も中長期的な高成長が見込まれるモンゴルの経済成長を日本の経済成長に取り込む。
- 物品貿易，サービス，投資，電子商取引，競争，知的財産等のルールを盛り込んだ包括的な協定。モンゴルにとって初の経済連携協定。

## 交渉の経緯

- > **2009年7月**  
バヤル首相(当時)が麻生総理(当時)に経済連携協定の締結を要望
- > **2010年6月～2011年3月**  
官民共同研究
- > **2012年3月**  
野田総理(当時)とバトbold首相(当時)の日モンゴル首脳会談で交渉開始を決定
- > **2012年6月～2014年7月**  
7回の交渉会合
- > **2014年7月**  
エルベグドルジ大統領の訪日時に大筋合意
- > **2015年2月**  
サイハンビレグ首相の訪日時に署名

モンゴルの人口：約293万人  
 モンゴル一人当たりGDP：3,964米ドル  
 モンゴルに在留登録の邦人数：420名  
 在モンゴルの日本企業拠点数：225  
 (いずれも2013年度版データ)

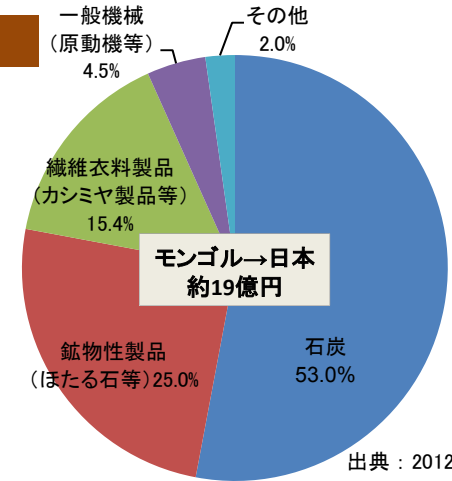


## 日・モンゴル間の貿易構造

往復貿易額の約96%を協定発効後10年間で関税撤廃

モンゴルは日本からの輸入額の約96%を10年間で無税に  
(2012年モンゴル政府統計)

日本はモンゴルからの輸入額の100%を10年間で無税に  
(2012年財務省貿易統計)



## モンゴル市場へのアクセス

日本からモンゴルへの無税輸出の割合が，現状の総輸出額の1%未満から，発効後即時に約50%，10年間で約96%まで拡大

### ◆鉱工業品

#### ●自動車及び自動車部品：

主力の4500cc以下の完成車(製造後0～3年)は即時関税撤廃，自動車部品及びその他の完成車はほとんどが10年以内の関税撤廃(総輸出額の7割弱)

#### ●一般機械：

主力の建設用機械(ブルドーザー等)の即時関税撤廃を含む10年以内の段階的関税撤廃(総輸出額の20%弱)

### ◆農林水産品

●切り花，果実，味噌・醤油等：即時撤廃又は段階的関税撤廃

### ◆その他

●清酒及び焼酎：即時関税撤廃

## 日本市場へのアクセス

### ◆鉱工業品

ほぼ全ての品目について即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃

### ◆農林水産品

●一部の牛肉調製品等：関税割当(現時点で輸入実績なし)

### ●ペットフード：

即時関税撤廃又は10年以内の段階的関税撤廃(現時点で輸入実績なし)



# 日・モンゴル経済連携協定に含まれる主な分野



## 物品一般ルール・原産地規則

関税の撤廃又は削減、内国民待遇の供与等の義務のほか、二国間セーフガード措置を規定。  
エネルギー・鉱物資源を含む両国の関心品目について輸出入規制措置を導入する場合の情報提供を規定。  
特惠関税の対象となる原産品の認定基準・手続等を規定。

## 税関手続及び貿易円滑化

物品の貿易を円滑化するため、税関手続の透明性の確保、物品の速やかな通関のための措置、事前教示、両国の税関当局の協力及び情報交換等を規定。

## 衛生植物検疫措置

衛生植物検疫措置（SPS措置）の国際基準への調和に関する協力、同等性の認定について規定。小委員会を設置。

## 強制規格、任意規格及び適合性評価手続

貿易の促進を目的として、国際規格の利用、強制規格の策定、適合性評価手続の結果の受入れ等について規定。小委員会を設置。

## サービスの貿易

両国間のサービスの貿易を促進するため、市場アクセス、内国民待遇、最恵国待遇、透明性等の規律について規定。  
GATSの下での約束を超える自由化を約束。

## 自然人の移動

短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家等及びそれらの配偶者・子等の入国及び一時的な滞在を約束。  
入国・一時的滞在に関する手続の透明性の確保についても規定。

## 電子商取引

電子商取引の促進のため、電子的送信に対する関税の不賦課、デジタル・プロダクトの無差別待遇、消費者保護等を規定。  
自国でのビジネスの条件として自国内へのコンピュータ施設の設置等を求めることの禁止を規定（我が国EPAで初。）。

## 投資

既存の日・モンゴル投資協定を上回る内容。  
投資許可段階の内国民待遇・最恵国待遇の付与、技術ライセンス契約に対する政府の介入の禁止（ロイヤリティ規制の禁止：我が国EPAで初。）、エネルギー・鉱物資源を含むあらゆる分野における公正衡平待遇及び投資家・政府間の契約遵守の義務付け、投資家と国家間の紛争解決（ISD条項）等を規定。

## 競争

反競争的行為を規制するため、双方の当局が自国の法令に従って適切と認める措置をとる旨規定。  
また、当局間の具体的な協力手続等について規定。

## 知的財産

透明性確保及び手続簡素化の観点から、出願に関連する情報の公開等について規定。  
知的財産の保護及び知的財産権の行使の強化のため、周知商標の保護、非開示情報の保護、商標権・著作権侵害物品の輸入に関する税関当局の職権による取締り権限の付与等を規定。

## ビジネス環境の整備

両国政府・民間の専門家の参加を得て、事業活動を遂行する両国の企業のためのビジネス環境の整備・向上を検討する小委員会を設置。  
相手国の企業からの苦情及び照会の受領等を任務とする連絡事務所の設置を規定。

## 協力

農林水産（フード・バリューチェーン等）、中小企業、観光、情報通信技術、環境等の分野において協力を促進する旨規定。